平成３０年（フ）第５７号
茨城県取手市戸頭７丁目７番31―204号
債務者　葛西　　浩
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第５８号
茨城県取手市戸頭７丁目７番31―204号
債務者　葛西真由美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
茨城県守谷市松ケ丘３丁目10番地21　スカイハイツ池田102号
債務者　金子千賀子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
茨城県稲敷市下根本927番地８
債務者　斎藤　広太
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
茨城県龍ケ崎市長山２丁目11番地14、前住所
茨城県稲敷市下根本927番地８
債務者　赤平　恭美（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２２５号
大阪府箕面市桜ケ丘３丁目４番18号
債務者　重信　利行
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４０７号
大阪市城東区古市３丁目14番30号　富士荘10号室
債務者　假屋　悟史
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４５０号
大阪府高槻市沢良木町16番８―212号
債務者　中谷　由紀
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５４４号
大阪府豊中市大黒町１丁目７番30号
債務者　金城　翔己
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５５４号
大阪府茨木市西福井２―３―２―610　安尾方、住民票上の住所大阪府摂津市一津屋２丁目14番32―301号
債務者　澤井　　治
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６４３号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目７番10号　プロスパー森ノ宮502号室
債務者　今西英梨子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７７３号
大阪府摂津市鶴野２丁目７番20―302号
債務者　土屋　恵美
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８３２号
大阪府八尾市東山本新町８丁目15番21―102号
債務者　末廣　義治
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８９７号
大阪市生野区中川西１丁目８番６号　ＦＬＡＴ　ＦＯＵＲ　ＡＩＺＡＷＡ　402
債務者　木下　新一
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９２２号
大阪府高槻市土橋町３番３号　マーメゾン城陽302号
債務者　奥田　　毅
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９６１号
大阪市淀川区加島１丁目20番　加島南第３住宅２号館704号、住民票上の住所大阪市北区大淀南３丁目３番68号　パークサイド西梅田502号室
債務者　大川　幹雄
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０６４号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番７―605号
債務者　嶌岡ひさえ
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部